

＜報道関係者向けブリーフィングノート＞

ナクバから 78 年——現在も続く「大惨事」を止めるために

2026 年 5 月 14 日

5 月 15 日はナクバの日です。アラビア語で「大惨事」を意味するナクバは、1948 年 5 月のイスラエル建国前後に、500 以上のパレスチナ人の町村が破壊され、75 万人以上のパレスチナ人が故郷を失い難民化したことを指します。

ナクバから 78 年経つ今年、私たちは、パレスチナの平和と人道支援に関わり続けてきた日本の団体として、ナクバを歴史として記憶するだけでなく、現在も進行中の事象として捉えることを呼びかけます。2023 年 10 月以来ガザで起きていることは、独立した紛争ではなく、ナクバ以来さまざまな形で継続してきたパレスチナ人の強制追放の一環です。ガザの「停戦後」や「復興」を語る時、根本にある問題—ガザの人口の 70%以上が難民とその子孫であり、占領と封鎖下で帰還の権利（※1）を奪われていることを、忘れてはいけません。

イスラエルと米国のイラン攻撃に端を発した地域紛争により、世界の注目がパレスチナから離れる中、ガザ地区やヨルダン川西岸地区の危機的な状況は一層深刻化しています。

■ ガザ地区——「停戦」と呼べない現状

2023 年 10 月から 2 年間、とめどなく続いたイスラエル軍のガザ地区に対する激しい攻撃は、7 万人を超えるパレスチナ人の死者を出しました。負傷者は 17 万人にのぼり、行方不明者や、病気の治療が受けられず亡くなった方を含めると、犠牲者の数はさらに多いでしょう。ガザの人口のほとんどが避難を余儀なくされ、現在も多数の住民が飢餓状態にあります。家屋や建物、道路、インフラ設備の 9 割以上が被害を受けました。

2025 年 10 月の停戦から半年以上が経過した現在も、ガザの和平や復興に進展は見られません。2026 年 1 月に停戦第 2 フェーズへの移行が発表されたものの、国際社会の注目がイランに移るなか、平和評議会による 20 項目計画および国連安保理決議 2803 の実施は停滞しています。第 1 フェーズの人道目標は未達成のままで、人道状況は危機的です。停戦合意で約束された人道支援とガザの現実との間には、著しいへだたりが生じています。

国連や NGO によるガザへの人道支援物資の入域は依然として大きく制限され、2026 年 4 月の商業用および支援用トラックの入域数は 1 日平均 142 台¹と、停戦合意で定められた量（600 台）の 4 分の 1 にも至りません。2026 年の第 1 四半期における支援物資の搬入量は、2025 年の第 4 四半

¹ <https://fscluster.org/state-of-palestine/document/palestine-market-monitor-april-2026-wfp>

期と比較して 37%減少しています。食料品および非食料品の価格は依然として高騰しており、生活費は 2023 年 10 月以前の水準の 282%に達しています²。

停戦合意で定められた「イエローライン」と呼ばれるイスラエル軍の撤退ラインにより、ガザの人びとが住むことができる地域は地区面積の半以下に限られ、イスラエル軍がガザ地区東部の占領を続けています。昨年 10 月の停戦以降、イエローライン付近でのパレスチナ人への攻撃などにより、5 月 9 日現在、850 人が死亡し、2400 人以上が負傷しています。

さらに今年 3 月、イスラエル軍は人道支援団体に対し、進入前に軍との調整を求める新たな非公式の境界線「オレンジライン」を通達し、これによりイスラエルの実行支配領域はガザ地区の約 64%に拡大しています³。目に見えない、静かに拡大する制限区域に住民と支援者は翻弄され、命も失われています。

国連はガザ住民の 83%が最低限の人道基準を下回る生活を送っていると推定しています。ほとんどの人が劣悪な環境での避難生活を続けており、子どもの 3 人に 2 人が害虫やネズミの大量発生による感染症のリスクにさらされています⁴。4 世帯に 1 世帯は 1 日 1 食の食事しか取れていません。発電機や瓦礫を撤去する重機、また部品やエンジンオイルの入域制限により、人道支援活動にも大きな障害が生じています。数百万トンとされる不発弾の撤去には 20~30 年かかると試算されています。

ラファ検問所は一部再開されたものの、わずかな数の医療避難民とその同伴者以外はガザから出られず、ほとんどの人が閉じ込められたままです。ガザの外で治療を受ける必要のある人は子ども 4,000 人を含む 18,000 人以上⁵で、時間に猶予はありません。イスラエルは、患者に長距離移動の負担がかかるエジプトなどへの医療避難だけでなく、2023 年 10 月以前に行われていた、ガザから東エルサレムを含む西岸への患者の搬送再開を許可すべきです。

■ ヨルダン川西岸地区——広がる暴力と追放

一方、ヨルダン川西岸地区では、国際法に違反する入植地の拡大が加速し、イスラエル軍やその後ろ盾を得る入植者の暴力によって、パレスチナ人の強制移動がかつてない規模で進んでいます。2025 年 1 月から 2026 年 3 月までに、パレスチナ人 273 人（うち子ども 62 人）が死亡、4,774 人（うち子ども 795 人）が負傷、4 万人近くが家を追われました⁶。避難民の 8 割超は、イスラエル軍が大規模侵攻を行った北部ジェニンとトゥルカレムの住民です。

² <https://www.ochaopt.org/content/humanitarian-situation-report-1-may-2026>

³ <https://www.reuters.com/world/israeli-maps-outline-expanded-zone-military-control-gaza-2026-04-29/>

⁴ <https://www.savethechildren.net/news/gaza-two-three-children-risk-infection-due-plague-rats-and-pests>

⁵ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-6-may-2026>

⁶ <https://www.ochaopt.org/content/west-bank-monthly-snapshot-casualties-property-damage-and-displacement-march-2026>

加えて、2023年1月以来、西岸全域の117の地域が、入植者の攻撃やそれに伴う移動制限により避難を経験しています。イスラエル人入植者による性的暴力が、自らの家や土地を離れ避難する決断に影響を与えた例も報告されています⁷。入植者の攻撃件数は2023年から毎年急激に増加しており、今年1～3月の件数は、過去最多を記録した2025年のペースを上回っています。これらは一部の過激な入植者による散発的な事件ではなく、西岸全域の併合を推し進めるイスラエル政府および軍の方針を反映した組織的な動きで、軍服を着た入植者による攻撃も多数確認されています⁸。暴力、嫌がらせ、脅迫によって生活の継続を不可能にし、パレスチナ人を土地から追い出す、まさにナクバと同じ強制追放が遂行されているのです。

また、イスラエルの建築許可がないこと等を理由にした家屋破壊や立ち退き命令によって避難を余儀なくされた人の数も、今年1～3月の平均は過去最高に達しています。特に東エルサレムの旧市街に隣接するシルワーン地区では、イスラエル当局の命令により、3月に15人が強制的に立ち退かされ、さらに53世帯の237人(うち子ども130人)が今にも家を失う危機に直面しています⁹。

■ パレスチナ人囚人——見えない暴力と死刑法

昨年10月の停戦合意で、ガザに残っていたイスラエル人人質全員と、パレスチナ人拘束者約2000人が解放されました。2026年5月現在、9,384人のパレスチナ人がいまだ政治囚としてイスラエルの刑務所に収監されており、そのうち3,376人は裁判なしに拘禁されています¹⁰。イスラエル軍に拘束されているガザのパレスチナ人の数は明らかにされていません。

2023年10月以降、イスラエルの拘留下で約100人のパレスチナ人が死亡しており¹¹、様々な証言や調査で拷問、医療ネグレクト、性的暴力を含む虐待が報告されています。さらに、イスラエル国会は今年4月末、イスラエル人を「テロ攻撃」で殺害して軍事法廷で有罪となったパレスチナ人を原則絞首刑にする法案を可決しました。パレスチナ人にしか適用されない新たな死刑法は国際人道法に違反するとして、国連人権高等弁務官は撤回を求めています。

■ イラン・湾岸・レバノン——地域に拡大する被害

以上に挙げたガザおよび西岸でのパレスチナ人への攻撃や集団懲罰による人権侵害がこれほどまでに激化し、継続しているのは、日本を含む国際社会がイスラエルの度重なる国際法違反の責任を十分に追及せず、不処罰が常態化しているためです。

⁷ <https://www.nrc.no/resources/reports/sexual-violence-and-forcible-transfer-in-the-west-bank>

⁸ <https://www.yesh-din.org/en/settlers-in-uniform-violence-against-palestinians-by-israelis-in-military-uniforms/>

⁹ https://www.btselem.org/jerusalem/202603_judaizing_jerusalem_11_palestinian_families_to_be_evicted_this_month_from_baten_al_hawa_in_silwan

¹⁰ <https://hamoked.org/prisoners-charts.php>

¹¹ <https://www.phr.org.il/en/palestinian-deaths-behind-bars-eng/> (報告書作成時94人、その後4人と記載あり)

2 月末のイスラエルと米国のイラン攻撃に端を発し、イランの周辺諸国への攻撃、そしてイスラエルのレバノン攻撃と、地域の情勢不安は急速に拡大しました。世界経済への影響や原油市場の変動に注目が集まる中、戦争による人的被害はほとんど顧みられていません。5 月現在、イランでは民間人 3,300 人以上が死亡、32,000 人以上が負傷、教育・医療・電気・水・住居を含む 14 万以上の民間施設が被害を受けました¹²。またレバノンでは 3 月以来 2,700 人以上が死亡、8,400 人以上が負傷しており、4 月中旬の停戦にも関わらず攻撃は続き、100 万人以上が避難を余儀なくされています¹³。

私たちがパレスチナで見てきたように、武力による敵対行為は、大規模な強制移住、民間インフラの破壊、食糧不安の深刻化など、市民に壊滅的な影響を与えます。パレスチナで止められなかった残虐行為が周辺地域にも拡大し、民間人の被害が平常化してしまっていることに、私たちは警鐘を鳴らすとともに、拡張主義的な動きに反対します。

■ パレスチナの未来と日本の役割——国際法に基づく行動を

国際司法裁判所は、2024 年の勧告的意見において、イスラエルによる占領下のパレスチナ領土（東エルサレムを含む）における政策および慣行から生じる法的帰結について、強行規範の重大な違反はすべての国家に義務を課すことを改めて確認しました。これらの義務には、違法な状況を承認しないこと、その維持に加担しないこと、そしてその終結に向けて協力することが含まれます。私たちは、日本が加盟国としての義務を十全に果たすことを求めます。

また、ガザの和平・復興計画は名目上は第 2 段階にあるものの、交渉は行き詰まっており、停戦は依然として不安定な状態にあります。和平案に基づき 2026 年 1 月に発足したガザ行政国家委員会 (NCAG) は、イスラエルがガザへの入域を許可せず、現地での活動を開始できていません。2026 年 5 月現在、ハマースの「非武装化」が交渉の争点になっていますが、ガザへの人道支援の流入は、交渉の進捗に関わらず、全面的に許可されるべきです。ガザの暫定機関「文民・軍調整センター (CMCC)」に文民を派遣している日本政府に対し、パレスチナ人主導の復興と人道原則に基づく支援の全面再開に向け、あらゆる外交努力を行うことを要請します。

私たち日本の NGO は、人道支援を妨害しようとする動きに屈せず、現地の諸団体とも協働し、人道原則に基づいた支援活動を今日も続けています。78 年前の、そして現在も進行中のナクバを忘れず、パレスチナの公正な和平が実現するよう、市民社会の一員として声を上げ続けます。

(※1) パレスチナ難民がイスラエル領となった出身地に戻る権利。1948 年の国連総会決議 194 で国際的に認められ、1974 年の決議 3236 で「パレスチナ人民の不可譲の権利」と宣言されている。決議 194 は、帰還を望まない者の財産に対する補償も定めている。現在、UNRWA の登録難民数は約 600 万人。

¹² <https://www.unocha.org/publications/report/iran-islamic-republic/islamic-republic-iran-humanitarian-update-no-04-1-may-2026>

¹³ <https://www.unocha.org/publications/report/lebanon/lebanon-flash-update-24-escalation-hostilities-lebanon-7-may-2026>

■本ブリーフィングノートに関する問い合わせ先

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター(JVC)

東京都台東区上野 5-22-1 東鈴ビル 4F

Tel: +81-(0)3-3834-2388 担当:高橋(palestine@ngo-jvc.net)